19　被申立人は、次に掲げる情報を除くほか、仲裁廷に提出され、又は当該仲裁廷が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失することなく公に入手可能なものとすることができる。

(a)　業務上の秘密の情報

(b)　いずれかの締約国の法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報

(c)　関連する仲裁規則に従って不開示としなければならない情報

20　紛争当事者は、4の規定に基づいて適用される仲裁規則による仲裁の法律上の場所について合意することができる。紛争当事者が合意に達しない場合には、仲裁廷は、関係する仲裁規則に従って当該場所（ニューヨーク条約の当事国の国内に限る。）を決定する。

21　仲裁廷は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。仲裁廷の裁定は、その理由を明示するものとし、特定の事件に関してのみ、紛争当事者を拘束する。

22　一方の紛争当事者は、23の規定及び暫定的な裁定について適用される審査手続に従うことを条件として、遅滞なく裁定に従う。

23　一方の紛争当事者は、次のいずれかの時まで、最終的な裁定の執行を求めてはならない。

(a)　ＩＣＳＩＤ条約による仲裁において下される最終的な裁定の場合には、次の(i)又は(ii)のいずれかの時

(i)　当該裁定が下された日から百二十日が経過し、かつ、いずれの一方の紛争当事者も当該裁定の再審又は取消しの要請を行わなかった時

(ii)　再審又は取消しの手続が終了した時

(b)　ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則による仲裁又は4(c)の規定に従って選択された仲裁において下される最終的な裁定の場合には、次の(i)又は(ii)のいずれかの時

(i)　当該裁定が下された日から九十日が経過し、かつ、いずれの一方の紛争当事者も当該裁定の再審又は取消しの手続を開始しなかった時

(ii)　裁判所が再審又は取消しの申請を棄却し、又は認め、かつ、上訴が行われない時

24　各締約国は、自国の区域において裁定を執行するために必要な手段を定める。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ＩＣＳＩＤ条約及びニューヨーク条約を含む。）に従って執行される。

第二十六条　仲裁人の選定

1　仲裁廷は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意によって任命されて仲裁廷の長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。

2　事務総長は、この節の規定による仲裁に関する仲裁人任命権者としての役割を果たす。

3　事務総長は、請求がこの節の規定による仲裁に付託された日の後七十五日以内に仲裁廷が設置されなかった場合において、一方の紛争当事者の要請があったときは、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を自己の裁量によって任命する。事務総長は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれの締約国の国民も仲裁廷の長となる仲裁人として任命してはならない。

4　ＩＣＳＩＤ条約第三十九条の規定の適用上、国籍以外の理由による仲裁人への異議を妨げることなく、

(a)　被申立人は、ＩＣＳＩＤ条約によって設置される仲裁廷の個々の仲裁人の任命に同意する。

(b)　前条2(a)に規定する申立人は、書面により仲裁廷の個々の仲裁人の任命に同意することのみを条件として、ＩＣＳＩＤ条約により、この節の規定による仲裁に請求を付託し、又は請求を継続することができる。

(c)　前条2(b)に規定する申立人は、当該申立人及び同条2(b)に規定する企業が書面により仲裁廷の個々の仲裁人の任命に同意することのみを条件として、ＩＣＳＩＤ条約により、この節の規定による仲裁に請求を付託し、又は請求を継続することができる。

5　いずれの一方の紛争当事者も、前条2(a)(i)(B)又は(b)(i)(B)の規定によって付託される請求に係る仲裁廷の仲裁人の任命に当たっては、関連する準拠法についての個々の候補者の専門知識又は関連する経験を考慮する。事務総長も、3の規定に従って任命を行う場合には、関連する準拠法についての個々の候補者の専門知識又は関連する経験を考慮する。

6　仲裁人の公平性又は独立性に関して正当な疑問を生じさせる状況が存在する場合には、当該仲裁人については、忌避することができる。

7　忌避の申立てを行った一方の紛争当事者は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、他方の紛争当事者が当該申立てへの同意を表明しなかったとき又は忌避された仲裁人が当該申立ての書面による通知の日の後十五日以内に辞任しないときは、事務総長に対し、当該忌避された仲裁人及び紛争当事者に対して意見を提出する機会を与えた後、当該申立てについて根拠のある決定を行うよう要請することができる。

第二十七条　仲裁の実施

1　仲裁廷は、紛争当事者との協議の後、紛争の範囲内である事実に関する問題又は法律上の問題についての利害関係を有する第三者（アミカス・キュリイ）の書面による意見であって、当該仲裁廷が紛争当事者の意見及び主張を評価するに当たり当該仲裁廷を補助することができるものを、いずれの一方の紛争当事者でもないが、当該仲裁廷における仲裁の手続において重大な利害関係を有する者又は団体から受領し、考慮することができる。各意見においては、作成者を明記し、あらゆる紛争当事者との直接的又は間接的な関係を開示し、及び当該意見を準備するに当たり財政上の支援その他の支援を提供した者、政府その他の団体又はそのような支援を提供する予定である者、政府その他の団体を明記する。各意見は、仲裁において使用される言語により作成するものとし、仲裁廷が定めるページの制限及び期限を遵守するものとする。仲裁廷は、紛争当事者に対して当該意見に回答する機会を与える。仲裁廷は、意見の提出が、仲裁の手続を妨害せず、若しくは当該仲裁の手続に不当に負担を与えず、又はいずれの一方の紛争当事者をも不当に害しないことを確保する。

2　仲裁廷は、付託された請求が法律上の問題として第二十五条の規定によって申立人に有利な裁定を下すことができる請求ではない旨又は請求が明白に法的根拠を欠いている旨の被申立人による異議について、先決問題として取り扱い、及び決定する。このことは、仲裁廷が他の異議、例えば、紛争が当該仲裁廷の権限の範囲外である旨の異議（当該仲裁廷の管轄権に対する異議を含む。）を先決問題として取り扱う権限を害するものではない。

(a)　この2の規定による異議は、仲裁廷が設置された後できる限り速やかに、かつ、いかなる場合にも当該仲裁廷が被申立人による答弁書の提出の期限として定める日（仲裁の通知の修正が行われるときは、当該仲裁廷が当該修正に対する被申立人による答弁の提出の期限として定める日）以前に当該仲裁廷に提出する。

(b)　仲裁廷は、この2の規定による異議の申立てを受けた場合には、本案についての手続を停止し、他の先決問題を検討するために定めた日程と適合するよう当該異議について検討するための日程を定め、当該異議につき理由を明示して決定又は裁定を下す。

(c)　仲裁廷は、付託された請求が第二十五条の規定によって申立人に有利な裁定を下すことができる請求ではない旨のこの2の規定による異議について決定するに当たり、仲裁の通知又はその修正及び正（ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則の下で付託された紛争においては、仲裁の通知又はその修正及びＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則の関連規定に規定する請求の陳述書）における請求の裏付けとして行われる申立人の主張であって事実に係るものが真実であることを前提とする。仲裁廷は、争点となっていない関連するいかなる事実についても考慮することができる。